

## 社会福祉法人諏訪ノ森会役員等の報酬支給基準について

評議員及び役員の報酬等については、「定款」「社会福祉法人諏訪ノ森会役員報酬規程」において規定しているところであるが、その基準となる考え方を明確にしておく必要があることから、下記のように整理するものである。

### 記

#### 1 報酬に対する基本的な考え方

基本的には、常勤の役員に対して、報酬を支給する。但し、役員を法人職員が兼ねる場合及び非常勤である評議員・理事に対しては、これを支給しない。

#### 2 理事長の報酬の考え方

理事長には、社会福祉事業を経営する幅広い見識や当法人の運営する全12事業所に対する高いマネジメント能力が求められている。また常勤として職員に対する総括管理業務など、これらの職務・職責への対価として相応しい報酬額とすべきと考える。

#### 3 理事の報酬の考え方

理事には、理事長の補佐として幅広い見識や当法人の運営する全事業所に対して個々のマネジメントを行う能力が求められる。また、常勤として理事長の補佐をするに当たっての十分な知識と経験が必要である事から、これらの職務・職責への対価として相応しい報酬額とすべきと考える。

#### 4 報酬についての基本的な水準について

理事の報酬については、現在施設長・部長等管理的業務を担う職員は、常勤職員4名と嘱託職員1名である。この5名の内、現在支給されている最高号俸V等級95号「316,000円」を基準とし、最も年齢が若い者が定年まで勤めた際に到達すると推測される等級を超えたV等級129号月額「350,000円」と定めたものである。勿論、法人の経理状況、財産状況等を考慮し定めたものである。

また、この月額報酬を基準とし、職務・職責に応じ、理事長にあつてはV等級429号月額「650,000円」と規定した。

以上